

動物捕獲器の取り扱い注意事項

この動物用捕獲器を使用する場合は、「動物愛護法」や「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」により制限があります。必ず、つぎのことを守ってください。

1 設置期間

この捕獲器を設置できる期間は、**原則 1 ヶ月間**です。
期間が過ぎたら、動物が捕獲できなかった場合でも、**各支所か農林振興課**までご連絡ください。捕獲器を引き取りに伺います。

2 設置場所

この捕獲器は有害鳥獣を捕獲する箱ワナです。**箱ワナを設置、移動できる人は、狩猟免許があり、有害捕獲の許可が出ている人に限られます。**設置場所を移動する場合は、農林振興課又は捕獲器に取り付けてある標識に書かれた設置者（猟友会員）までご連絡ください。また、**また貸しはしないでください。**

3 捕獲用のエサ

捕獲器に**仕掛けるエサは、捕獲器を管理する人（要望者）が用意してください。**

4 動物が捕れた場合

動物が捕れた場合（捕獲対象以外の動物が入った場合も含め）、農林振興課までご連絡ください。ご自分での処分はできませんのでご注意ください。

なお、休日に捕獲された場合は、休日明けにご連絡ください。

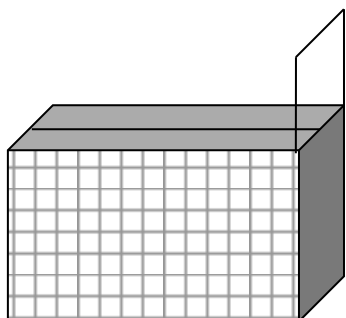
5 ネコが捕れた場合

この箱ワナではネコは捕獲できません。ネコが獲れたらすぐに**逃がしてください。**

6 捕獲器を破損した場合

捕獲器を破損した場合は、すぐに農林振興課までご連絡ください。

以上の注意事項を必ず守っていただくようお願いします。



連絡先 《農林振興課》 TEL **88-5028**

